

## ●北海道支部

2月2日（土）に「第9回北海道HIV情報交換会」を開催しました。特別講演に大阪医療センター医療ソーシャルワーカーの岡本学氏をお招きし「HIV 陽性者の暮らしを支えるために～地域・多職種の連携について～」と題し、多職種と連携を取ることで、医療機関で扱えないことを地域でどう扱っていくのか、それぞれの地域で連携をとること等をお話し頂きました。今回は75名という過去最多の参加者数で、社会福祉専門職等、初めて参加された方も多かったです。演題、講演に共通して多職種や医療機関、行政との連携が提示され、今後の課題を共有する機会にできました。

## ●東北支部

東北のブロック拠点病院である仙台医療センターの建て替えが完了し、ブロック拠点としての機能がより発揮できるようになりました。東北地区の患者には検診事業を行い、一度でも仙台医療センターを受診してもらい、個別救済につなげていきたいと思っています。

## ●中部支部

最近、障害年金の級数が落ちたり、支給停止になったりした方がいらっしゃいます。また、表面的には順調な生活が、HIVの長期療養・服薬によるダメージや、HCV、その他の合併症等の影響で、体の不調の方が増えてきました。遺族の方も、献花を受け取れない方が増え、相互支援でひとりひとりのお話を伺っていききたいと思っています。今後も、患者・家族・遺族の方々の気持ちを聞きながら、はばたき本部・名古屋医療センターと一緒に、一番良い方法を探しながらやっていききたいと思っています。

はばたき福祉事業団の活動は、拠出金や補助金、助成金などで運営されています。しかし、運営費用は年々厳しさを増してきており、経費節減の努力を最大限にしておりますが、事業を安定的に取り組み、被害者を継続的に救済していくためには、多くの方からのご寄附、賛助金等のご支援が欠かすことができません。

はばたき福祉事業団は、平成23年11月1日に税額控除対象法人となり、はばたき福祉事業団へのご寄附は、以下のように税制上の優遇措置の対象となります。

＜個人によるご寄附＞

所得控除と税額控除のうち、有利な方を選べます。税額控除は、税額から直接控除額を差し引きますので、所得控除と比べて減税効果が大きく、寄附者にとって大きなメリットになります。

＜法人によるご寄附＞

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入できます。こうした制度もご利用していただき、ぜひとも暖かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【郵便振替】

口座番号：00130-4-409457

名義：社会福祉法人はばたき福祉事業団

## 支部便り



## ●九州支部

最近、両親の介護の相談が増えています。他にも様々な困難があっても、なるべく自分たちで解決しようと孤立しがちな被害者と家族を支えるため、健康訪問相談による支援を進め、九州医療センターHIV長期療養支援チームに被害者を訪問してもらい、個別救済を九州各地に行き渡らせたいと考えています。九州支部相談員も知識や技術を身につけ、想像力を働かせて相談に対応したいと思います。また、遺族の皆さまには、6月にのぞみの会が九州で開催されます。安心して話ができる場として、のぞみの会にぜひご参加ください。



社会福祉法人はばたき福祉事業団  
Social Welfare Project HABATAKI Welfare Project

- 東京本部 〒162-0814 東京都新宿区新小川町9番20号  
新小川町ビル5F  
TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126
- 北海道支部 〒064-0805 札幌市中央区南5条西10丁目  
サンハイツ南5条1005号  
TEL/FAX 011-551-4439
- 東北支部 〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目2-38  
チサンマンション青葉通り403号 増田法律事務所気付  
TEL/FAX 022-215-0303
- 中部支部 〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目4-3 錦パークビル2階  
さくら総合法律事務所気付  
TEL 052-265-6663
- 九州支部 〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-2-5  
東峰マンション第一西公園303号  
TEL/FAX 092-717-6329

# Habataki

生きる力を高め、医療福祉を創造するはばたき福祉事業団  
患者が変われば、医療は変わる

2019年5月10日 発行  
第52号  
社会福祉法人  
はばたき福祉事業団  
〒162-0814  
東京都新宿区新小川町9番20号  
新小川町ビル5F  
TEL 03-5228-1200  
FAX 03-5227-7126  
http://www.habatakifukushi.jp/

## 被害者が最後まで救済を受けられるように はばたき福祉事業団、新年度の始めに寄せて

社会福祉法人はばたき福祉事業団  
理事長 大平 勝美

2019年、新年号が令和になり、(社福)はばたき福祉事業団も新たな事業年度、新スタッフが入り創立の原点に立ち返るとともに、HIV裁判和解の精神と「生き抜く」をもとに、薬害HIV感染被害者・家族及び同被害者遺族への個別救済に、より力を注いでまいります。また、AIDS患者・HIV感染者の恒久対策に関しましても、和解により構築されたHIV対策を原点に、積極的に医療や福祉のさらなる充実、偏見・差別の根絶や、HIV感染が生活全体・生命に及ぼす大きな課題に声を上げていきます。

私事ですが、HIV感染被害による併発症が様々な病状として発症し、療養をする機会が増えてきました。また、年齢も70を超えましたので、今後、裁判和解や多くの協議で確認した恒久対策を継続的に運営できるよう、若いスタッフを投入いたしました。柿沼事務局長、岩野事務局次長の事務局体制に、理事長補佐という役職で武田飛呂城が加わり、新たな「(社福)はばたき福祉事業団」を担っていきます。

被害者の個別支援は、被害者に押し寄せています高齢化や、HIV感染被害がもたらす多様な併発症で濃厚な医療や福祉が必要になっております。また、被害者遺族の高齢化や長期の看病による配偶者・父母の精神的・肉体的な疲労度は大きく、こうした家族への対応も手厚く対応してまいりたいと考えております。北海道支部、東北支部、中部支部、九州支部そして本部、総勢20名の少ないスタッフですが、全力を注いで被害者等の皆様の医療や生活丸ごとの問題解決に傾注してまいります。支援者や賛助会員の皆様にもご理解、ご支援をより一層お願い申し上げます。



左から武田理事長補佐、大平理事長

## 新スタッフ紹介 理事長補佐 武田 飛呂城 (たけだ ひろき)

4月1日より入職した武田飛呂城と申します。最近の和解記念集会やメモリアルコンサートなどで司会をしていますので、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、被害者の中では「若手」と言われていますので、いつまでも心は若く、挑戦を続けたいと思います。

20代の頃は治療がうまくいかず、生命の危機に瀕することもありましたが、新薬の開発で命をつなぎました。一方、同じく血友病だった私の叔父は、1990年代前半、抗HIV薬がほとんどなかった時代にエイズを発症し亡くなりました。

今を生きる被害者、亡くなった被害者、そして残された遺族の思いを胸に、大平さんや事務局の皆さんとともに、個別救済の取り組みを前に進めていきたいと思っています。皆様、どうぞよろしく願いいたします。



# 被害者救済を個別救済と位置づけ、被害者の長期療養を進める 厚生労働省医薬品副作用被害対策室の方をご紹介します

はばたき福祉事業団では平成22年から長期療養の研究班に加わり、聞き取り調査や健康訪問相談などを行ってきました。また「くらしつくるプロジェクト」を立ち上げ、被害者の将来の住居や生活についての検討も進めています。こうした長期療養の取り組みは厚生労働省も国の責務として関わっています。今回から、長期療養に関わる方々を写真とコメントでご紹介していきます。第1回は、厚生労働省医薬品副作用被害対策室の安中健室長と阿部雅信室長補佐です。以下、安中室長からのコメントをご紹介します。



左から阿部室長補佐、安中室長

「被害者の救済は医療的な部分だけではなく、社会的被害も含めて包括的な支援が必要です。今後の個別支援では、被害者の方々の個々の状況に寄り添い、新しい取り組みを進め、救済がもう一段階上のステップに上がっていけるよう、しっかり頑張ります」

被害者の長期療養については、体調悪化や急変により他科診療や通院の頻度の増加、さらには通院自体が困難になることが予想されます。被害者の中には、すでにACC近隣に転居した方もおり、近い将来施設の確保は最重要課題になります。昨年6月の厚生労働大臣協議において、大臣よりACC併設の長期療養施設の検討会設置が明言されました。これに基づき、2月5日に長期療養検討会が開催され、3月19日には実務者によるワーキンググループも開催されました。検討会では、はばたき福祉事業団、大阪原告団、厚生労働省、ACCが参加し、被害者の現状とニーズについて情報共有を行いました。ワーキングでは、被害者の状況を踏まえて、①ACC病室、②ACC併設の施設、③ACC近隣のサテライト施設という3段階での施設確保について検討しました。ACC近隣の省庁管轄の旧施設を利用できないか、アパートを借りる際の不動産業者への理解はどうするかなど、具体的な議論がされました。

## 被告企業主催の講演会で被害者と遺族が講演 KM バイオロジクス・化学及血清療法研究所共催 「薬害エイズ和解の日」教育講演会

2017年より、一般財団法人化学及血清療法研究所（化血研）では3月29日（金）を「薬害エイズ和解の日」と定め、薬害エイズ事件を風化させることがないよう、全従業員を対象に教育講演等を行うこととしました。

そして、本年（2019年）からは、化血研の事業を継承したKM バイオロジクス株式会社と化血研の共催で、薬害エイズ和解の日の講演会を開催することとなり、東京原告からは副代表で本事業団理事長補佐の武田飛呂城が参加、大阪原告からは遺族3名が参加しました。

遺族からの講演の後、教育講演の講師は武田が務めました。KM バイオの社員の中には薬害エイズ事件の和解後に入社した人もいるため、薬害エイズ事件の概要から現在の被害者・遺族の直面している問題まで幅広くお話し、薬害エイズ事件は終わっていないということを伝えました。

被告企業が自社の社員を対象に被害者の話を聞く場をもつというのは、二度と薬害を起こさないため、また、薬害事件を風化させないため、とても大切な取り組みです。こうした取り組みが他の企業にも広がっていくことが必要と感じました。



# 薬害エイズ裁判和解 23 周年記念集会を開催しました

薬害エイズ裁判の和解が成立したのは、平成8年3月29日。毎年この時期に和解記念集会を開催しています。今年は和解23周年記念集会を、3月23日（土）、ステーションコンファレンス東京で開催しました。毎年予想を超える多くの方にご参加いただき、昨年より会場を広くしましたが、今年も140名を超える方々にご参加いただきました。

参加者全員が献花を行った後、ACC救済医療室長湯永博之先生からご講演いただきました。講演では和解直前の1996年2月、厳寒の中、厚生省（当時）の隣の日比谷公園に集った被害者を心配し、医科研の医師や看護師が近くのホテルで待機していたことや、ACC開設後すぐは他科が被害者の診療を引き受けてくれなかったところをお願いして回り、今では診療科の壁もなく包括医療が受けられるようになったこと、救済医療室を中心に個別救済の取り組みを進めていることなどを語られ、各地から集った被害者・遺族も聞き入っていました。

薬害エイズ被害と被害者・遺族の現状を伝え続けるため、和解記念集会は大切な機会となります。来年以降も引き続き開催していきます。



## 全国の遺族に献花をおくりました

薬害エイズ裁判和解の日に合わせて、3月25日（月）に献花をお送りしました。お礼の電話や手紙が事務局に届きましたので一部抜粋して紹介します。

『この度も心のこもった素敵なお花を頂戴いたし誠にありがとうございました。早速仏前に供え生前の思い出を語りかけております。息子は旅立って十年が過ぎた今も、仲間と楽しく活動していたあの頃を思い出し、「今頃何しているんだろう・・・」ひとりごとをつぶやいている昨今です』

最近、遺族の方の訃報や施設に入所されたということで献花を受け取れない方が増えてきたことは残念です。また体調等でのぞみの会や相互支援に参加できない方とのつながりの一つとして献花は続けていきたいと思っています。



## ホームページをリニューアルします



↑現在のホームページ

現在、はばたき福祉事業団ではホームページのリニューアルに向けて作業を実施中です。新しいホームページは、スマートフォンやタブレットでも見やすくなるほか、ホームページ上からクレジットカードでのご寄付もいただけるようになる予定です。

リニューアル時期は、初夏頃を目指して頑張っています。新しいホームページが完成したらお知らせしますので、今しばらくお待ちください。